

入院時食事療養費の改定について

この度、厚生労働省による診療報酬改定に伴い、入院時食事療養費(入院中の食事代)の自己負担額が改定されることとなりました。これにより、2026年6月1日より、入院中の食事代が変更となります。

- 改定開始日
2026年6月1日(月)より
- 対象
入院時食事療養費をご負担いただく患者さま

高額療養費		1食あたりの負担額 2026年5月31日 まで	1食あたりの負担額 2026年6月1日 以降
70歳未満	70歳以上	510円	550円
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者Ⅱ	240円	270円
	低所得者Ⅰ	110円	130円